

岩手県告示第 786 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成 19 年 11 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

免許の取消しをした 年月日	免許の取消しを受けた建築士			免許の取消しの理由
	氏 名	一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の別	登録番号	
平成 19 年 11 月 5 日	菊池 初見	二級建築士	第 2895 号	建築士法第 9 条第 1 項第 2 号に該当 するため